

異動届書き方

●転勤者…転勤先でも引き続き特別徴収となる場合

処理の流れ： 転勤元事業所（異動届の上欄記入） ⇒ 送付 ⇒ 転勤先(新)事業所（異動届のA欄記入） ⇒ 送付 ⇒ うるま市役所市民税

年税額 219,300円

月割額		合資会社 珊瑚商事の 徴収済分
6月	19,100円	
7月	18,200円	
8月	18,200円	
9月	18,200円	
10月	18,200円	
11月	18,200円	
12月	18,200円	
1月	18,200円	
2月	18,200円	
3月	18,200円	
4月	18,200円	
5月	18,200円	
		で 有限会社 特徴スイシン

給 与 支 払 報 告 届 にか かる 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

令和 3 年 9 月 30 日	住所(居所) 又は所在地 うるま 市町村長殿	郵便番号 704-xxxxxx	うるま市勝連平安名1-2-3
	フリガナ うるま ユウコ		サンゴショウジ
	氏名 うるま 佑子	個人番号又は法人番号 0123456789012	合同会社 珊瑚商事
受給者番号	フリガナ ウルマ ユウコ	生年月日 S50.12.10	特別徴収税額 (年税額) 219,300 円
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	氏名 うるま 佑子	1月1日現在の住所 うるま市具志川3-12-5	(イ) 徴収済税額 6 月分 91,900 円
1月1日現在の住所 うるま市具志川3-12-5	現住所 給与支払を受けなくなった後の住所		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 11 月分 127,400 円
			(ア) 特別徴収税額 (年税額) 219,300 円

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う
※うるま市より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
※未徴収税額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。
一括徴収した税額は 月分 で納入する
(月 日 納期限)
給与又は退職手当等の支払予定月日 一括徴収予定額 (ウ)と同額 異動者印
円

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)
※未徴収税額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。
特別徴収義務者指定番号 10xxxxxxx
所在地 沖縄市沖繩1番地
フリガナ トクチョウスイシン
名称 有限会社 特徴スイシン
個人番号又は法人番号 2109876543201
係 経理係
氏名 具志川
TEL (098)974-xxxx (内線)000
月割額 18,200 円を 11 月分 から徴収し納入する。

	※CD	現年度	新年度	高年度
	特別徴収義務者指定番号	09xxxxxxx		
	宛名番号(注1)			
連絡者	係	給与係		
	氏名	沖繩 花子		
	TEL	(098)973-5382 (内線 182)		
異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収		
R 3 年 10 月 31 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報	<input checked="" type="checkbox"/> A 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> B. 一括徴収 <input type="checkbox"/> C. 普通徴収 <small>Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。</small>		

下記の欄には、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
円	円
社会保険料額	勤続年数
円	年 月

一 場 括 合 徴 収 の 理 由 不 成 立 の 理 由 ()

- 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため。
- 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
- その他 理由 ()

ご 注 意

- 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
- 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
- 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
- 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。